



広島湾地域の

# プレジャーボート係留禁止区域拡大

平成10年から、河川法、港湾法、漁港漁場整備法、広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき、広島湾地域（太田川水系を含む）で、プレジャーボート係留の規制を実施しています。

この度、新たなプレジャーボートの係留保管施設である『ポートパーク広島』が平成19年10月に開業致します。施設開業に伴うプレジャーボート係留保管施設の収容能力増加に合わせ、係留禁止区域の拡大を平成19年10月1日から実施致します。

今回の拡大により、新たに規制区域となる水域に係留しているプレジャーボートは、すみやかに整備された保管施設（広島観音マリーナ等の公共マリーナや民間マリーナ等）に移動・保管する手続きを行ってください。

適切な係留保管施設に収容されずに規制区域に放置（不法に係留）してあるプレジャーボートについては、行政代執行などの手続きを経て、行政側で移動・保管します。この場合、移動費・保管費はプレジャーボート所有者の負担となりますのでご承知ください。

なお、漁船については、生業を営む船舶であるとして対象外としますが、漁業協同組合を通じて、流水の確保・安全な船舶航行への協力を要請し、適切に係留されるよう求めています。

ぜひ！  
適切な係留保管施設へ！



## <規制に関する問合せ先>

- ・太田川放水路・天満川・旧太田川・元安川については、国土交通省太田川河川事務所 事業計画課 電話082-222-9246
- ・京橋川・猪俣川については、広島県土木部 道路河川管理室 河川砂防管理グループ 電話082-513-3923  
広島地域事務所建設局 管理課 管理第二係 電話082-250-8150
- ・広島港内については、広島県空港港湾部 港湾管理室 海域管理グループ 電話082-513-4020  
広島港湾振興局 港管課 管理係 電話082-251-7145
- ・草津漁港については、広島県農林水産部 漁港漁場整備室 管理グループ 電話082-513-3623  
広島港湾振興局 港管課 管理係 電話082-251-7145